

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は減少が続いており、「福井市デジタル田園都市構想総合戦略」においては、今後も減少が続き、2060年には2020年に比べ約3万人減少すると予測している。中でも年少人口や、消費や労働の中心となる生産年齢人口の減少が続いており、総人口に占める割合についても減少し続ける見込みである。また、老年人口の割合は今後も増加傾向が続くものの、2050年をピークにその後は減少することが予測されている。

本市の事業所就業者数を産業大分類別にみると、卸売業、小売業が最も多く、製造業、医療、福祉と続く。他の県庁所在地と比較しても製造業の割合が高いことが、本市産業の特徴となっている。本市の製造業においては、事業所数、従業者数ともに、最も多いのが繊維工業である。また、本市の製造品出荷額等については、繊維工業が最も多く、化学工業が続いている。繊維工業と化学工業の集積度が全国的に見ても高いのが本市製造業の特徴である。

本市の産業においては、中小企業・小規模事業者が大部分を占めており、また、中間の加工業者が多いため、景気の影響を非常に受けやすい。さらに、生産年齢人口の減少などに伴う人手不足による生産力低下などが大きな課題であり、企業活動へ様々な影響が出ている。

このような状況から、先端設備等の導入を促進し、本市の中小企業・小規模企業者等の労働生産性の向上を図ることが必要である。

(2) 目標

本市の中小企業・小規模事業者等を取り巻く少子高齢化や人手不足などの厳しい環境を乗り越えるため、中小企業・小規模事業者等の設備を生産性の高いものへと一新させ、本市産業の労働生産性の飛躍的な向上を目指す。これに向けて、先端設備等を導入する中小企業者数について、2年間で130件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促進し、本市産業全体の労働生産性を向上させるため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備及びその他再生可能エネルギー関連事業に供する設備は、雇用の創出に直接繋がらないため対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促進し、本市産業全体の労働生産性を向上させるため、本市の全ての地域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促進し、本市産業全体の労働生産性を向上させるため、本市の全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。